

文京区地域精神保健福祉連絡協議会要綱

平成 8 年 10 月 18 日 8 文保管発第 681 号制定
平成 20 年 11 月 4 日 20 文保予第 412 号改正
平成 25 年 10 月 21 日 25 文保予第 386 号改正
平成 27 年 12 月 2 日 27 文保予第 827 号改正
令和 2 年 3 月 31 日 2019 文保予第 1402 号改正

(設置)

第 1 条 文京区が実施する地域精神保健福祉施策を、関係機関との連携を図りながら体系的かつ総合的に推進するため、文京区地域精神保健福祉連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 区における精神保健福祉対策に関すること。
- (2) 関係機関、関係団体との連絡及び協力の確保に関すること。
- (3) 精神保健福祉の知識の普及に関すること。
- (4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、精神保健福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、別表第 1 に掲げるもののうち区長が委嘱する者及び別表第 2 の職にあるものをもって構成する。

- 2 会議の運営を補佐するため、協議会の下に幹事を置く。
- 3 幹事は、別表第 3 の職にある者をもって充てる。

(委員の任期)

第 4 条 前条第 1 項の委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、原則として年間2回開催する。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に専門部会（以下「部会」という。）置くことができる。

- 2 部会は、協議会が指定する事項について調査研究する。
- 3 部会は、会長が指名する者をもって構成する。
- 4 部会に部会長を置く。
- 5 部会長は、部会員の互選により選出する。
- 6 部会は、部会長が招集する。
- 7 部会長は、部会の事務を掌握し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告する。

(守秘義務)

第8条 協議会又は部会に出席した者は、協議及び運営上知りえた秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、幹事で調整し、保健衛生部予防対策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

付則

この要綱は、平成8年12月20日より施行する。

付則

この要綱は、平成9年4月1日より施行する。

付則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

付則

この要綱は、平成 13 年 7 月 1 日より施行する。

(施行期日)

付則（平成 20 年 11 月 4 日付 20 文保予第 412 号）

この要綱は、平成 20 年 11 月 4 日から施行する。

(施行期日)

付則（平成 25 年 10 月 21 日付 25 文保予第 386 号）

この要綱は、平成 25 年 10 月 21 日から施行する。

(施行期日)

付則（平成 27 年 12 月 2 日付 27 文保予第 827 号）

この要綱は、平成 27 年 12 月 2 日から施行する。

(施行期日)

付則（令和 2 年 3 月 31 日付 2019 文保予第 1402 号）

この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

医療関係	区内大学関係者（医師） 1 人 小石川医師会 1 人 文京区医師会 1 人 文京区薬剤師会 1 人 訪問看護事業者 1 人 医療機関（精神保健福祉士） 1 人 東京都立精神保健福祉センター 2 人以内
社会復帰関係	民生・児童委員協議会 1 人 文京区社会福祉協議会 1 人 精神障害者関連施設 4 人以内 居宅介護支援事業者 1 人 文京区障害者基幹相談支援センター 1 人
住民代表	文京区地域家族会 1 人 患者代表 1 人

別表第 2（第 3 条関係）

区職員 委員	保健衛生部長 福祉部長 教育推進部長
--------	--------------------------

別表第 3（第 3 条関係）

区職員 幹事	保健衛生部予防対策課長 保健サービスセンター所長 福祉部障害福祉課長 生活福祉課長 教育推進部教育指導課長
--------	---